

## 指定採水員制度による

# 合併処理浄化槽の法定検査(定期水質検査)

浄化槽使用者には法律で次の3つが義務づけられています

※実施しないと罰則が適用されることがあります。

それぞれ異なる  
役割があります。



埼玉県のマスコット「コバトン」

保守  
点検

浄化槽の大きさなどにより  
点検回数が異なります

清掃

毎年1回以上  
実施しなければなりません

法定  
検査

毎年1回  
実施しなければなりません

## 指定採水員制度が利用できる浄化槽は？

### 制度が利用できる

- 合併処理浄化槽のうち10人槽以下の浄化槽は、知事指定検査機関の検査員のほか、**指定採水員の資格を取得した保守点検業者**が法定検査の補助作業(試料の採取など)を行うことができます。(BOD<sup>※1</sup>も測定します)

### 制度が利用できない

- 合併処理浄化槽のうち11人槽以上の浄化槽は指定検査機関の検査員が検査します。(BOD<sup>※1</sup>も測定します)
- 単独処理浄化槽の法定検査は、従来どおり指定検査機関の検査員が検査します。

※単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換努力が義務づけられています。

＜単独処理はし尿のみ、合併処理はし尿と雑排水を浄化します。＞

※1 BOD(生物化学的酸素要求量)…水中の有機物による汚濁の程度を示す指標で、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。数値が低いほど有機物が少なく、汚れが少ないことを示す。

指定採水員制度を利用しても検査料金は変わりません。

**5,000円(非課税、10人槽以下の場合)**

※保守点検料金及び清掃料金は別に必要です。



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

## 指定採水員制度とは

●指定検査機関から指定を受けた採水員(保守点検業者)が法定検査の補助作業を行います。

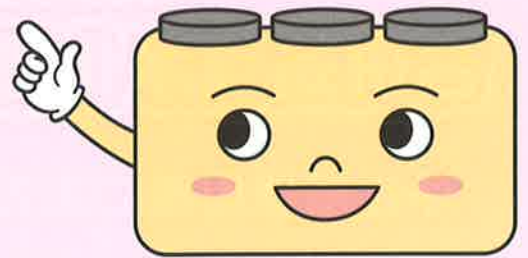
具体的には、検査の案内、BOD測定用試料の採取、残留塩素などの測定、外観等の確認及び書類の確認を行います。

※BODの測定や総合判定及び検査結果書の作成は指定検査機関が行います。

※5年に1回は指定検査機関の検査員が検査します。

※指定採水員制度は、10人槽以下の合併処理浄化槽が対象です。

法定検査は、ぼくの健康診断。  
毎年1回受けてね!



### 使用者



保守点検の依頼  
法定検査の申込



### 保守点検業者

- 機器の点検調整
- 消毒薬の補充
- 保守点検記録の発行



### 指定採水員

- BOD測定用試料の採取
- 法定検査の補助作業

BODは川や排水の汚れの指標です。  
浄化槽の働きを診断  
できます。

試料と調査結果を送付



清掃の依頼



検査結果の報告



### 清掃業者



- 汚泥やスカムの引き抜き
- 機器類の洗浄
- 清掃記録の発行

### 指定検査機関



- BODの測定
- 総合判定
- 検査結果書の作成

浄化槽についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

埼玉県知事指定検査機関

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会

〒366-0821 深谷市田谷11

TEL.048-501-5707 FAX.048-501-5709

埼玉県環境部水環境課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL.048-830-3083 FAX.048-830-4773